

県域社会福祉団体配分事業募集概要(令和5年度実施事業)

<p><b>配分の趣旨</b></p>	<p>・共同募金は、福祉活動を行う人、課題を抱える人などを含めた地域住民の主体的参加を促し、地域課題解決のための活動を支え、定着させていく役割があります。</p> <p>・地域で活動する団体は、共同募金運動への参加を通じ、団体自らが行う活動や解決すべき課題の存在を地域住民に知ってもらう機会とすることが重要です。</p> <p>・長野県共同募金会では、協働による持続可能なまちづくりの活動や地域のさまざまな課題を解決する活動に取り組む団体を応援するため、公募配分を実施します。</p>
<p><b>実施主体</b></p>	<p>社会福祉法人長野県共同募金会</p>
<p><b>配分対象団体</b></p>	<p>市町村を越えて広域で社会福祉を目的とする事業及び公益を目的とする事業を行う民間の非営利団体（福祉団体、ボランティア・NPO団体等）が対象です。</p>
<p><b>配分対象事業</b></p>	<p>地域住民と連携した公的制度では対応できない福祉サービス・福祉活動。 ※詳しくは別紙【参考資料】をご参考ください。</p>
<p><b>配分実施期間</b></p>	<p>令和5年度（令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)）</p>
<p><b>配分率・配分額</b></p>	<p>配分率：配分対象事業に直接必要とする経費の75%以内 配分額：1事業50万円以内 ※同じ事業への配分は原則3年が限度ですが、特に必要と認めた場合は2年に限り配分の延長ができます。この場合4年目の配分率は50%以内で、配分額は30万円を限度とし、5年目の配分率は30%以内で、配分額は10万円を限度とします。</p>
<p><b>配分対象外経費</b></p>	<p>次の(1)から(5)に関する経費は、配分の対象外となります。</p> <p>(1) 申請者の組織運営及び管理事務に係る経費 (2) 全国大会や研修会等に参加するための経費 (3) 飲食経費(生活支援としての食事提供等は対象とします。) (4) 宿泊経費(宿泊体験を主目的とする事業は対象とします。) (5) 介護保険事業に係る経費</p>
<p><b>募集期間</b></p>	<p>令和4年9月5日(月)～11月30日(水)</p>
<p><b>申請方法等</b></p>	<p>申請書及び添付書類を電子メール又は郵送により長野県共同募金会にご提出ください。(なるべくメールによる提出をお願いします。) 申請書は、本会ホームページから取得できます。 〒380-0871 長野県長野市西長野 143-8 長野県自治会館2階 電話 026-234-6813 電子メール <a href="mailto:nkyobo@akaihane-nagano.or.jp">nkyobo@akaihane-nagano.or.jp</a> ホームページ <a href="https://www.akaihane-nagano.or.jp/">https://www.akaihane-nagano.or.jp/</a></p> 
<p><b>配分決定等</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年度募金実績額の大きな変動が予想されます。本年度の募金実績額に基づき、令和5年3月(予定)の配分委員会において申請書等に基づき審査を行い、理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分先及び配分額が決定されます。</p>

【参考資料】

県域社会福祉団体配分事業 配分対象例示

新型コロナ感染下における活動の例示です。コロナ禍における活動の創意工夫や新たな取組みなど、いのちをつなぐ支援活動や日常生活に困難を抱える人の支援活動(つながりをたやさない支援活動)も配分の対象となります。

(対象支援活動の例示)

新たな課題に取り組む活動(重点配分)	困窮者世帯等の学習支援、不登校児や発達障がい児の支援、重症児等とその家族の支援、ヤングケアラーの支援、児童養護施設等を退所した若者の支援、里親の支援、ひきこもりの支援、支援者の人材育成、他機関との連携や運営のノウハウなどのスキルアップを図る人材育成 など
相談支援活動	DV・虐待に関する相談支援/子ども・若者の相談支援/就労・生活維持に関する相談支援 など
居場所支援活動	DV・虐待被害者へのシェルター提供/子ども・若者の居場所提供/ひきこもりの居場所提供 など
居住支援活動	生活困窮者等への居住支援/児童福祉施設退所者への居住支援/DV・虐待被害者への居住支援 など
学習支援活動	子ども・若者への対面・オンラインでの学習支援/就労に関する学習支援/人権に関する学習支援 など
外国ルーツ支援活動	外国ルーツの人への生活支援/外国ルーツの人への学習・語学支援/多文化共生の理解促進 など
生活支援活動	生活困窮者等への生活必需品の提供/失職した人への就労支援/継続的な見守りや心のケア など
食支援活動	フードバンクの活動/フードパントリーの活動/食事の提供支援/食料・食事の配送支援 など
中間支援活動	活動する団体の場づくり/活動する団体の研修等/情報の受発信(ポータルサイト開発等) など
その他の支援活動	上記に該当しない緊急的な支援活動、地域での意識啓発活動、福祉教育 など

(対象経費の例示)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症防止対応のための衛生備品の購入経費 (飛沫防止パーティション、非接触型体温計、消毒噴霧器、空気清浄機、フェイスシールド等)</li> </ul>	
・活動(事業)に係るオンライン化に必要な環境整備の経費	
・スタッフ等の研修会や技術指導等に係る講師・アドバイザーの謝金、旅費等の開催経費	
・活動(事業)に係る食材や消耗品・備品の購入経費	
・活動(事業)に参加するボランティアの交通費(実費)	
・活動(事業)に使用する会場、部屋、資機材等の賃借料	
・活動(事業)拠点等で使用する光熱水費、通信費	
・食品、弁当、生活必需品の配送費(ガソリン代等)	
・活動(事業)に係るボランティア行事用保険料	
・活動(事業)の広報周知や連絡等に使用する通信費、印刷費	
・上記以外の配分対象活動(事業)の実施に係る経費	

